No. 7

婦人関係資料シリーズ
法規資料第七号

賣春關係判例集

労働省婦人少年局

はしがき

貴重関係の取締法律としては、勅令第九号（婦女に貴淫させたもの等の処罰に関する勅令）のほか、刑法、民法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、性病予防法、風俗営業取締法、警察官等職務執行法、軽犯罪法、各地方条例がありますが、これらの法律が適用された九件の裁判例を集録しました。

勅令九号、児童福祉法関係のものは最高裁判所の判例集によるものであり、職業安定法関係、労働基準法関係のものは、それぞれ職業安定局、労働基準局提供の資料によりました。

一九五二年十月

労働婦人少年局

貴重関係裁判例

目次

(一) 勅令第九号違反事件 …… 一頁
(二) 〃 …… 八頁
(三) 職業安定法違反事件 …… 一二頁
(四) 労働基準法違反事件 …… 二一頁
(五) 〃 …… 二三頁
(六) 児童福祉法違反事件 …… 二九頁
(七) 〃 …… 三〇頁
(八) 〃 …… 三三頁
(九) 〃 …… 三四頁

(一) 大阪高等裁判所（昭二五・七・二八・判決）
(二) 名古屋高等裁判所（昭二五・六・一二・判決）
(三) 大阪地方裁判所（昭二六・七・一六・判決）
(四) 水戸地方裁判所（昭二五・五・二九・第一審判決）
(五) 東京高等裁判所（昭二五・一一・二八・第二審判決）
(六) 広島高等裁判所（昭二六・四・四・判決）
(七) 静岡高等裁判所（昭二六・五・九・判決）
(八) 横浜家庭裁判所（昭二六・八・八・判決）
(九) 津家庭裁判所（昭二六・八・二・判決）

(一) 勅令第九号違反事件（昭和二十五年（あ）第二六八九号 昭和二十六年六月二十八日大法廷判決 破棄差戻）

〔上告人〕 被告人 高木ふじえ 弁護人 成上清

〔第一審〕 大阪地方裁判所

〔第二審〕 大阪高等裁判所

○ 判示事項

昭和二十二年勅令第九号第二条違反の罪の判示方法

○ 決定要旨

昭和二十二年勅令第九号第二条違反の罪を判示するには、婦女に売淫させる内容とする契約をしたことを示せば足り、その具体的契約内容すなわち報酬の有無、契約期間、売淫の場所等を判示する必要はない。

〔参照〕 昭和二十二年勅令第九号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く婦女に売淫をさせる行為等の処罰に関する勅令）第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

刑事訴訟法第三三五号第一項有罪の言渡をするには法令の適用を示さなければならない。

○ 主文

本件上告を棄却する。

○ 理由

弁護人○○○の上告趣意第一点について。
所論は、第一審の裁量に属する証人赤○○子の証言の価値判断を争い、その事実認定の誤認を主張するものと解されるから、明らかに刑訴四〇五条所定の上告適法の理由に当らない。

同第二点について

しかし、第一審判決は、被告人の営業並びにその状態及び本件犯罪の原因、経過等は詳細に認定叙述した後「もってその間同女との間に同女をして売淫させることを内容とする契約をなしたものである」と明瞭に判示しているのであって、所論のごとく教唆したようには判示してない。そして婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令第二条にいわゆる「契約をしたもの」とは、婦女に売淫をさせることを内容とする契約をしたものであれば足り、その契約が有償、無償たるを問わないものであるから、その事実を判示するのに所論のような具体的な契約内容すなわち、報酬、期間、場所等まで釈明判示することを要するものではない。されば、所論は、第一審判決の事実認定に副わない主張であって、該判決は所論のような法律上の解釈又は適用を誤った違法は認められないから、第二審判決に対する適法な上告理由を定めた刑訴四〇五条に明白に当らないのは勿論同四一一条を適用すべき余地は存しない。

よって、同四一四条、三八六条一項三号に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官　斎藤悠輔　裁判官　沢田竹治郎　裁判官　真野毅　裁判官　岩松三郎）

弁護人藤上清の上告趣意

第一「原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、之を破棄しなければ著しく正義に反するものと確認致しますから原判決を破棄する旨の御裁判を求めます。

(イ) 原判決は公判廷における証人赤○○子の供述と被告人の供述の一部を採用して被告人に昭和二

十二年勅令第九号第二条違反の罪が成立するものと事実認定をしていますが之が全くの誤認であります。証人赤○○子及び被告人の営業の婦女丈を捉えて形式的に観察すれば、或は原判決のような事実認定が無理に出来ない事もないのかも知れませんが実質的に之を深く見て頂きましたら被告人は決して赤○○子と売淫させることを内容とする契約をした事実もなければ又其の様な契約をする意思も全然持っていなかった事を充分理解して頂けると思います。

(ロ) 被告人は警察署及び検察庁における取調べはもとより第一審裁判所の取調べにも始終犯罪事実を否認してきましたそして第二審に始めて本弁護人が担当したのでありますが、其の第二審に於ける控訴趣意書にて本弁護人自身の貧弱な考えから独断で刑の量定不当という理由も一応控訴理由として陳述しようと思ったのですが之は却って控訴理由として否認の趣旨と相反しますので被告人の意思に従い其の主張を撤回して逆に最後迄否認して来たのであります。

(ハ) 之に対して成る程証人赤○○子は第一審裁判所に於ても多少あいまいな証言をして居りますが之とて同証人に対する第一審公判調書の第六十一項乃至第六十七項迄の答を吟味して頂きましたらむしろ被告人の無実の実が却ってよく分って頂けるものと確信致して居ります。

(ニ) 唯本弁護人は第二審で本件を図らずも担当するに当って念には念を入れる積りでわざわざ被告人として赤○○子を連れて来て貰い当時一部始終を聴き取ったのでありますが、之を幸い記録にしてありますので茲に添付致しますから御参考に供して頂き度く思います。実は此の記録を第二審裁判所にも提出しようかとも思ったのでありますが、手続の関係上之は残念な事ですが、本弁護人が裁判所の記録を閲する前の事で充分の準備なくして尋問を作成したものである上赤○○子という人が幾分頭の鈍い婦人の様でその為私の聴き取った所も多少あいまいな所へ第八項で裁判所に於て取調べられた時本当の事と被告人とを思い違っていたと申していますが

裁判所の調書に依りますと必ずしも間違つてゐない様にも思はれる点がありますのとで俄に採
出しなかつたのでありますが此の度はもう最後でありますから何卒御参考に供
して頂き度く思うのでありますへ聴取した場所は私の
理委員会大阪支所でありまして其の委員会の職員の方一人に立会つて貰つたものであります。

(ホ) 私が被告人から聞きました本件の真相は左の如くであります。
最初被告人が木谷豊子から森〇〇子を女中にでも使つてやつて呉れと頼まれ紹介されました
時被告人としては差し当つて女中を雇う必要もなかつた上森〇〇子が一見したところ非常に汚らし
く且つ仕事もなさそうに見えたので一旦之を断つたのであります。ところが何分被告人の家は手狭な上森
のでつい断り切れず一応試みに使つて見る事にしたのです。しかも森が汚なく、しらみ等がついている様に思われたものですから、夜は木谷方で泊る事
〇〇子が余り汚なく、
丈、就用期間中は給与をあたえず却つて食事代を若干木谷から貰うという約束であつたのであり
ます。それで被告人は森〇〇子を其の日から暫く子守等させて使つて見ましたが、うち掃除やつ
満足に出来ない有様なので被告人から木谷に断ろうと思つていた矢、森〇〇子が性病にかかつてい
ることが分つたものですからすぐ断つて出てもらつたのであります。然つて被告人としてはらの
期間中被告人直接に〇〇〇〇に対しては勿論木谷豊子と相談して充当をすゝめた様な事は全然な
いのであります。尚被告人としては森〇〇子がコソソリ売淫等していたという事すら知らなかつ
たのであります。

(ヘ) 若し本当に被告人に森〇〇子をして売淫をさせようという意思があり
病にかゝつたからと云つて直ぐ追出すという様な事は却つてしない筈であります。之丈加何なる
両連からか原判決の如く逆に〳〵と悪く解釈され遂に有罪の認定をされましたのは返すがへすも残念
でなりません

(ト) 一体原裁判所は森〇〇子の証言のどの部分を採用せられて有罪の認定をされたのでありましょうか
警察署及検察庁の木谷豊子及森〇〇子の供述には確かにあいまいな点がありますが
然し森〇〇子は兎程も述べた様な女性であり、木谷豊子は現在麻薬取締法違反、窃盗という犯罪
の嫌疑を受けている様な女性であります。此の人達の警察署や検察庁に於ける供述は簡単には措
信し難いとして採用されなかつた原裁判所の態度は誠に当を得たものとは思いますが、然し法廷
に於ける森〇〇子の証言からは決して被告人に有罪の認定は絶対出来ないと信じます。
況や原判決には判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり之を破棄しなければ著しく正義に反
するものと確信致しますから原判決を破棄する旨の御裁判を求めます。

(チ) 昭和二十二年勅令第九号第二条の規定は「婦女に売淫をさせる事を内容とする契約をした者
は云々」となつて居りますが契約というからには
に判示される可きであります。然るに此の点に関
判示して居り具体的な契約内容即ち報酬、期間
居りません。然し之は私から云はせれば当然の事
たものですから、従つて之等の事実に付いては何
認定の仕様がなかつたものと思うのであります。
判示する事なくして事実認定をしたのは法令の解釈適用を誤つたものであると信じます。

(リ) 叙上論前記法条に云う「契約」については無償である場合も極めて少なくはあるが、ある事も
あるでしょう。又其の様な契約に於ては普通の雇傭契約等と異なり報酬の定めも極めて不明確

であり又其の契約期間、仍く場所等に関しては、明確な取極めもない節も多いでありませう。然し、無償である場合は特殊の場合に属し、又其の他の約定にしろ不明確乍ら何かの取極めはある筈であります。然るに本件に付いては之等の点に付き記録上何等の事も現われて居ないのであります。殊に所謂花代と称するものにおいては何等記録上具体的に現われて居りません。繰り返し申しますが之は取りも直さず、被告人に其の所為がなかつた為現われ得ようがなかつたのであります。

(ハ)「契約」する事と「教唆」する事とは法律上全然異るものであると考えます。「契約」する事とは当事者双方に既に其の意思のある場合に始めて成立するものであつて「教唆」する事とは未だに其の意思のない当事者の一方に対して他の一方の当事者が其の意思を発生せしめる事であつて両者は全然相異るものと考えられます。

昭和二十二年勅令第九号第二条は「契約」する事を其の構成要件として居ります。婦女をして売淫することを教唆する者は或は他の犯罪を構成するかも知れませんが少くとも前記法条に依る犯罪を構成しないものと云わねばなりません。

(ニ) 或は「教唆」する事は「契約」する事の一部分に含まれるのかも知れないとしても少くとも「教唆」することと「契約」する事は異るのであり教唆する事が直ちにイーコール契約する事ではないのであります。

(ホ) 然るに此の点に付いて原判決は単に「売淫」させて来たと恰も教唆した如く判示しながら之を以つて直ちに前記法条の構成要件に該当するものと断じて何故に教唆する事が契約する事と該当するかという点に付いて何等の説明もして居りません。之は結局原判決は「教唆」する事と「契約」する事との法律上の解釈を誤り且つは法令の適用を誤つたものと言つて過言ではない

と信じます。

○ 参 照

原審判決の主文及び理由

○ 主 文

本件控訴を棄却する

○ 理 由

弁護人藤上清の控訴趣意について按ずるに原判決の挙示する証拠によれば原判示事実は十分これを認められるところであつて、殊に原判示第六回公判調書中証人赤○○子の証言即ち、木谷が頼んだ結果、高木の小田さんが私を使つてやると言つたので高木方え行つたところその頭目から小田さんへ（この小田さんなる者が被告人であることは前後の関係から明白である）が客をとる商売をせよと言つたので、客をとつた旨の供述記載に徴するときは被告人と赤○○子との間に右○子に売淫させることを内容とする契約が成立したものと認定するに十分であると言わねばならない。尤も右公判調書の赤○○証人の証言中には一見右証言記載と予盾するような記載がないではないが、これは現実に客があつた場合の被告人の言動に関するものとみられるので、この記載あるの一言を以つて前記の証言が変更されるものとは断じ難くその他記録を精査するも右認定が誤であることを疑うに足る資料は発見できないから論旨は採用し得ない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い主文のとおり判決する。

（昭和二十五年七月二十八日大阪高等裁判所第八刑事部）

（二）勅令第九号違反事件（名古屋高裁第一刑事部 海井大介、山田市平、小沢三郎 二五、六、一二言渡）

第二審

被告人 杉浦千太郎

原審 名古屋地方裁判所

○主文

本件各控訴を棄却する。

○理由

弁護人佐藤米一の控訴趣意第四点について

惟うに昭和二十二年勅令第九号は連合国占領軍最高司令官の公娼制度廃止に関する覚書に基き制定されたものであつて婦女に対し売淫を強制乃至義務づけるような一切の行為や制度を否定せんとするにあり従つて同令第二條にいわゆる売淫させることを内容とする契約とは契約者が婦女を相手として契約者の支配内においてその婦女をして売淫せしめることが一応その契約において合意されていることを以て足り特にその婦女の売淫行為が契約の唯一の内容若しくは厳格な意味においてその条件をなすことはこれを要しないものと解すべきところ原審挙示の証拠によれば被告人は特殊喫茶新宿の新館における事実上の経営責任者として給仕婦〇〇初子及び〇〇文子との間にいわゆる前契約をなしその返済について同女等が被告人の支配内にある新宿において売淫をなしその収得金を以つてその返済をなすべきことが一応暗默の裡に合意されたことが明かであり該合意は同令第二条にいわゆる売淫させることを内容とする契約に該当するものとなさなければならない。

而して原判決を通読すれば右の合意は明示的になされたものでなく暗默の裡に合意されたものとす

ることと論旨の通りであり且つ契約は明示的合意の場合のみならず暗默的合意によつても成立することと疑を容れないのであつて原審の認定は虚無の証拠によつたものでもなく又法令の解釈を誤つたとなすべき点も存しない。

（四）同上第七点について

日本国憲法第十四条がすべての国民は法の下に平等であつて差別されないと規定し国家機関も国民もこれを遵守すべきことは勿論である然しながら憲法は一般的に国家運営の基本的方針を規定する最高法規であつて国家機関はその実現に必要且つ妥当な立法及びこれに伴う施設並びに運営をなすべくその反面国民はこれを要求し得るのであり斯くしてその立法、施設、その運営によつて茲に始めて憲法の趣旨が具体的に実現せらるるものと解すべく従つて憲法は直接種々の具体的行為に対する権利・義務を規定するものでないと解すべきである。

然るところ犯罪行為に対する起訴即ち公訴権の具体的行使の基準としては憲法における関係諸法条の精神を採り入れた刑事訴訟法並びにその関係諸法令が存するのであつて具体的な場合における公訴権行使の適法、不適法、その有効無効は右の諸法令によつて判定せらるべきものである。

而して既に述べたように原審は特殊喫茶営業が当然無条件に従前の公娼的遊廓的業態以外であり得ないとも又世上一般の特殊喫茶営業者がすべて従前の公娼的遊廓的営業をなしているとも断定している訳でないのみならず、仮りに世上一般の特殊喫茶営業者が昭和二十二年勅令第九号に違反しているとしても刑事訴訟法は起訴について法定主義を採用せず便宜主義を採用しているので当該犯人の主観的客観的一切の事情を考慮して起訴せざることもなし得るのであり右の考慮においてその犯人の人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別がない以上憲法の保障する平等の原則に何等反するところはなく且つ本件の起訴において右のような差別的取扱があつた

とは認められないから本件の起訴を以って違法であるとする論旨は到底これを採用し難い。

(ハ) 同条第八項について

昭和二十二年勅令第九号第二条の趣旨は既に論旨第四点に対する判断において説明した通り婦女に対する奴隷的支配を排除してその基本的人権を保護しようとする前掲公娼制度廃止の趣旨に基礎を置く同法条にいわゆる婦女に売淫させることを内容とする契約とは婦女に売淫的拘束を及ぼす契約に外ならぬからかかる契約はその契約当事者の一方が婦女である場合は勿論その拘束を及ぼし得る限り契約当事者の一方がその婦女でない場合にも成立し得るのであって論旨の契約当事者は必ず婦女以外のものでなければならぬとするのは叙上の趣旨に照して採用し難い独自の見解であり原審が被告人と売淫行為をする婦女との間のその婦女をして売淫させることを内容とする契約を以て右法条に該当するとしたのは正当であって何等法令の解釈を誤った点は存しない。

(ニ) 職業安定法違反事件 (大阪地方裁判所 昭和二六年七月十六日判決)

○判決

本籍 佐賀県杵島郡大川村大字東郷

住居 大阪市西成区山王町三丁目二十五番地

玩具販売業 斎藤清六

明治三十八年七月二十七日生

右の者に対する職業安定法違反被告事件について当裁判所は検察官斎用太郎出席の上審理し次の通り判決する。

○主文

被告人を懲役一年に処する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

被告人が昭和二十五年二月十日○○輝子(当十九年)を奈良県郡山町洞泉寺三豊田栄吉方へ同二十四年四月十二日○○和子(当二十一年)を京都府八幡町字橋本中の町四 橋本キクノ方へ同二十四年十二月九日通称○美(当二十三年)を堺市栄橋通都寺新若松スエノ方へ夫々接待婦などとして就業させると同女らが遊客相手に売淫することの情を知りながらその職業を紹介し、以て夫々公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介をしたとの点はいずれも無罪。

○理由

被告人はかねてから職業紹介業を営んで来た者であるが、昭和二十三年二月頃その業を禁止されたにも拘らず依然として「紹介所大阪屋」なる看板を掲げ(右看板中紹介所なる文字はその後間二十

五年六月頃抹消した）、旧遊廓地帯に於ける待合業者等から求人の申込を受ける一方求職の婦女の依頼を受けその間にあってひそかに職業紹介業を続けて来たもので、

第一、(一)昭和二十三年十二月十六日奈良県生駒郡郡山町大字東岡町三十五番地特殊喫茶店大海楼唐畑巌二が接待婦として〇〇種子（当時満十八年）及び〇〇節子（当時満十八年）を雇入れるに際し右様被告人住居に於てその斡旋を遂げその手数料として同人から右婦女一名につき金三千円宛を受領し

(二)同二十四年二月二十七日同じく右唐畑が接待婦として〇〇和子（当時満十八年）を雇入れるに際し右唐畑方に於てその斡旋を為しその手数料として金壱千円を受領しもって有料で職業紹介事業を行い、

第二、別紙犯罪表記載の畠頭庄三郎外三十名はいずれもその営業施設に婦女を置き婦女をして遊客相手に売淫させることを業とするものであるから同人らに対し婦女を接待婦等としてその職業を紹介すれば婦女は同人等の許に於て専ら売淫する業務に就くことの情を知りながら別紙犯罪表記載の通り同人等が昭和二十二年十二月十一日頃から同二十五年八月三日頃までの間に西田茂子外八十七名の婦女を接待婦等として雇入れるに際し、その斡旋を遂げもって夫々公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介をしたものである。

右の事実は、

一、被告人の当公廷で自分が判示日時判示の女を判示就業先に紹介して判示の如き手数料を貰つた旨の供述

一、被告人の司法警察員に対する第二回供述調書

一、被告人の副検事に対する第一回供述調書（司法巡査関本嘉己作成の職業安定法勅令第九号

号違反の被告人外一名に対する犯罪一覧表の記載内容を含む）の外判示第一の事実についてはなお

一、唐畑巌二の司法巡査に対する第一回供述調書

判示第二の事実についてはなお

一、別紙犯罪表番号1乃至40即ち郡山関係の分に関し

田中正臣、岩井今松（証第二号の婦女名簿の記載を含む）西田ハツエ、津田郡留枝、田中輝江、賀志喜美代、豊田トメ、玉井藤太郎、夜蔵米吉（証第三号の婦女名簿記載を含む）松山正之、近藤愛子、水野次子、竹川繁一（証第四号の婦女名簿の記載を含む）豊田米吉平野フサ、道中善子、福政千鶴子の司法警察員に対する各第一回供述調書

以　下　略

弁護人は本件業者と婦女との間には雇用関係はなく従って被告人の所為は職業紹介に該当しないものであるから犯罪構成せず、仮に雇用関係ありとしても本件業務は公衆衛生又は公衆道徳上有害なものではないと主張しておるのでこの点に関する裁判所の判断を順次明かにしよう。

第一、雇用関係の成否について

前記証拠説明の部に摘示した各関係部分の証拠を夫々綜合してみると、

一、郡山関係の各業者はいずれも特殊喫茶名義で営業の許可を受けているものであるが、その営業店舗内には通常のカフェー喫茶店等に見られるような喫茶設備をもたず、所謂張店家内部屋の外三畳乃至六畳程度の多数の小室を設けているのみで、その一室を婦女に貸与し、寝具等の寝具類を無償で提供し婦女をそこに居住させ婦女との間に予め婦女がその居室で遊客相手に売淫すればその収益中五割至六割を、揃料その他の名目下に業者に於て取得し、その残

余は婦女の所得とすることゝ定め、なお婦女が病気その他の理由で客を取れない場合の食費部屋代は業者に於て負担することとしその業務を運営している。

一、飛田新地に於ける各業者はいずれも昭和二十五年三月頃以前に於ては前同様特殊喫茶を営んでいたものであるが、同年同月頃所謂三業分離の方策が実施されてからは待合業を経営する外単独又は共同で社交喫茶下宿を併せ営み紹介を受けた婦女にして宿舎を必要とする場合には食費の実費を徴する外に無償でこれを提供し婦女がその経営する社交喫茶で遊客と売淫の約束をすると必ず自己の経営する待合を使用して遊客相手に売淫させ売淫による収益中席料名義の下に一定額の金円を業者に於て取得し、残金を婦女の収益とすることとし、その業務を運営している。

一、名古屋市中村新地に於ける各業者は特殊カフエ名義で営業の許可を受けているものであるがその営業家屋内の一室を婦女に無償で貸与しこれを同居させ、婦女との間に婦女がその居室に於て売淫すればその収益中の大割を席料衛生費等の名目の下に、業者に於て取得し、その余を婦女に於て取得することゝしその業務を運営している。

一、松島新地に於ける各業者はいずれも待合業を営む外単独又は共同で社交喫茶を営み、紹介を受けた婦女を自己と関係のある下宿施設に、食費実費を徴する外は無料で居住させその婦女が右社交喫茶で遊客との間に売淫を約束すれば必ず自己の経営する待合に於て売淫を行わせることゝしその売淫料から席料名義の下に一定額の金円を受領している。

一、京都府下に於ける各業者はいずれも貸席業を営む者でその営業家屋内の一室を婦女に無料で貸与し、婦女との間に婦女はその居室に於て売淫を為し売淫料中一定額を席料として業者に支払うことと定め、その業務を運営している。などの諸事実を認定することができる。

以上認定の各事実を夫々被告人の当公廷での供述及び副検事に対する同供述調書、検察事務官に対する同供述書と相俟って考察し、業者と婦女の業務及びその関係を要約すると、

一、本件各業者はいずれも旧遊廓地帯に於てその業を営む者で被告人に対し直接又は間接に自己の営業施設内に於て専ら売淫を行う婦女を求めて求人の申入れをなし、判示認定の各婦女の紹介を受け旅費謝礼等の名目の下に、手数料を自己の負担に於て支払い又支払うべき関係にあったこと。

一、各業者の営業はその名称形態内容に於て少しく相違するところあるにしても、いずれもその支配下に婦女を置きその婦女の売淫による収入金から席料その他の名目の下に約五割乃至六割の金円を収得することを唯一の目的として運営されていること。

一、各業者はその営業目的を達成するために、紹介を受けた婦女に無料乃至食費の実費を徴収して自己の営業家屋内に同居乃至その関係する下宿施設に寄宿させ又はその用意を整え或は収入なき場合に於ける婦女の食費を自己に於て負担するなどして以て進んで生活上の利益を提供し又売淫を行う場所その誘引に必要な設備を整え以て売淫のための設備をも提供した上婦女の売淫場所を自己の営業施設内に限定してこれに対し営業上の身分的拘束を加え、而して婦女との間に席料徴収等の形式的名称の下にその実質に於ては売淫による収益の分配を約束し、現に婦女の売淫による稼高に応じその収益を得ていること。

一、婦女はいずれも業者から右に述べたような生活上の利益と売淫のための設備の提供を受け、その売淫場所、収益の分配に関し業者の指示する条件に従い遊客に対し売淫することを専らその業としていること。

の諸点を確認するに難くない。

そこで職業安定法第五條第一項の法意について考えてみるに、所謂雇用関係の成立とは同法の立法趣旨に照し、単に民法の定める雇傭契約の典型に合致するもののみを指称するにとどまらず、広く被用者が報酬を得て一定の労務条件の下に使用者に対し労務を供給する関係（使用従属関係）の事実上存在する場合をも包含するのであつて、而してその際被用者の供給する労務種類には何等の制限なく肉体的たると精神的たるとを問わずあらゆる種類の人的活動を指称するもので売淫の如きも当然包含されると共にその報酬も必ずしも金銭で支払われることを要するものでなく苟くも経済的価値あるものなればその種類を問わず広く有形無形の利益を指称するもので収益を挙げ得る機会や地位をも含むものと解すべきである。

今右のような見地に立つて本件を考察すると、婦女の行う売淫が業者のために行われるものであるか否か又婦女は業者からその労務供給の対価として何等かの利益を受けているか否かによつて雇傭関係の存否が決められるわけである。

そこで先づ婦女の行う売淫の実について考えてみるに、業者と婦女の業務及びその関係の実情就中婦女が就業上身分的拘束を受け又業者との間に売淫による収益の分配を約束している実にして前認定の如くであるとすれば、婦女は独立の営業主体として自己のためだけに売淫を行うものと解することは困難であり、むしろ婦女の売淫行為は婦女自身の為にする面を持つものであると同時に、業者が諸種の営業施設を設けその指示する條件の下に売淫を行わせ婦女の売淫による収益から利益を挙げることを唯一の目的としている限りに於て業者のためにする労務の性質をもつもので、これを全般的に考察してみるとき、かなり濃厚に業者に対する労務供給の性質を帯有するものといわなければならない。

次にその対価として如何なる利益の供与を受けているかについて考えてみるに前認定の諸点

によると　婦女の売淫による収益は全部一旦業者に帰属し婦女が業者からその一部を給与の形式で支給されるものと認めることは困難であるにしても婦女が業者から諸種の生活上の利益を受け又は受け得る実及び売淫のための設備の提供を受け容易に売淫を行い収益を挙げ得る機会と地位を確保されている実などはいずれも業者から労務供給の対価として与えられているものと解するのが相当である。以上の次第で本件各業者と婦女との間に職業安定法第五條第一項にいう雇傭関係の存することは明白である。

二、

本件婦女の就業した業務は公衆衛生上又は公衆道徳上有害であるかどうかについて

一般の婦女の売淫行為は当該婦女自身を精神的又は肉体的に頽廃する危険を孕むばかりでなくそれ自体女性の人格の尊厳を冒涜し男女間の性道徳を紊乱せしめ青少年等を堕落に導き易く又性病伝播の媒體となるなど社会道徳と社会衛生の上に広く且つ深く有形無形の悪影響を及ぼすものとして広く世人の等しく職業として排斥するところであろう。しかしかかる職業に従事する婦女の存在はひとり当該婦女の意思に基くというよりもむしろより多く現在社会制度の欠陥と人間本能の恣意に深く根差すものであるだけに、かかる婦女を如何に処遇し又売淫問題を如何に処遇するかは単に一片の道徳論のよく決め得るところでなく、広く科学的に立脚する国の立法と政策と更に根本的には個人人格の自覚の向上に俟つべき事柄であろうがそれはともかくとしても、本件各業者の業務は前に雇傭関係の成否のところで考察した通り、要するにその支配下に婦女をして継続的にかかる職業に従事せしめその結果たる売淫料から収益を挙げることを唯一の目的として運営されているものであつて、その営業の実体は何と言つても婦女の人格と肉体を恰も一箇の商品であるかの如く処遇するものとして、売淫行為そのものに対する価値判断と別箇の立場から之を眺めても、明かに婦女の基本的人权に対する

甚しき猥褻と醜悪を端的に表現するものといわなければならない。ところで職業安定法第六十三条にいう「公衆道徳上有害な業務」とは同法が個人の基本的人権尊重の原則に則り個人の自由を尊重しつゝその有する能力に適当な職業に就く機会を与えその職業の安定を図ることを重要な一つの使命として制定せられた趣旨並びに平和と自由と共に個人の基本的人権への確立を何にもまして念願する現下のわが国民感情に鑑みるとき個人の基本的人権を不当に冒涜蹂躙するが如き業務を指称するものと解すべきであつて、右に示す本件業者の業務の如きは正しくこれに該当するものということができよう。そうしてみるとかゝる業者に雇用されその営業施設内にあつて婦女の行う売淫の業務も不当該婦女自身が道徳上非難さるべきか否かは別問題としてそれ自体公衆道徳上有害な業務であるといわなければならない。

本件婦女の就業した業務にして右に述べた如く公衆道徳上有害な業務である以上公衆衛生上有害であるかどうかの点は本件犯罪の成否に何らの消長を及ぼすものでないからこの点に関する判断はこれを省略する。

従つてこの点に関する弁護人の主張も亦失当である。

法律に照すと、被告人の判示第一の所為は職業安定法第三十二条第一項本文第六十四条第一項の罰金等臨時措置法第二条第一項に判示第二の各所為は職業安定法第六十三条第二号に該当するところ、以上は刑法第四十五条前段の併合罪であるから、いずれもその所定刑中懲役刑を選択し同法第四十七条第十条に則り結局最も重いと認める判示第二の犯罪表番号五十九の○○アサ子を公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介をした罪につき、法定の加重

を為し、その刑期範囲内で被告人を懲役一年に処し訴訟費用の点については刑事訴訟法第百八十一条第一項を適用し、全部被告人に負担させることとする。

なお本件公訴事実中被告人が昭和二十五年二月十日○○輝子（当十九年）を、奈良県郡山町洞泉寺町豊田栄吉方へ同二十四年四月十二日○○和子（当二十一年）を京都府八幡町字橋本中町町四桶本キク方へ同二十四年十二月九日遊林○○美（当二十三年）を堺市栄橋通都亭事若狭スエノ方へ夫々接待婦などとして就職させると同女らが遊客相手に売淫することの情を知りながらその職業を紹介し以て夫々公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介をしたとの点はいずれも犯罪の証明が十分でないから刑事訴訟法第三百三十六条に対し被告人に対し無罪を言渡すべきである。

よつて主文の通り判決する

昭和二十六年七月十六日

大阪地方裁判所第四刑事部

裁判長　裁判官　笠松義廣

裁判官　上阿治長

裁判官　西尾太郎

右謄本也

(24)

(四)

労働基準法違反事件（昭和二十五年九月二十九日言渡　大阪地裁判決）

○判決

本籍　金沢市

同特殊喫茶店業

○主文

被告人久○○○の罰金八千円に処する。

右罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

訴訟費用中証人……に支給した分は被告人両名の連帯負担とする。

(21)

本件公訴事実中被告人○○吉が昭和二十三年四月二十四日頃から約一ケ月の間抱前婦宗方○子の精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつてその意思に反し労働を強制したとの事実については被告人○○吉及びたつの両名は無罪

理由

被告人久○○○の方は昭和二十二年七月頃から水戸市茶良屋町において栄亭という屋号のもとに特殊喫茶店を経営していたもので主として婦女子を客席に侍らして客に娯楽を得せしめる接客業の事業主であり被告人久○○○吉は被告人久○○○のの夫で右事業の経営を担当し、婦女子との契約並びにその監督等労働者に関する事項につき事業主である妻○○のために行為する者であり、又○○伊勢子は昭和二十三年六月初の深夜午前二時頃被告人等の客あしらいが悪くそのため客が帰り又は客から叱

責されたこと等の故に被告人方を嫌い同所を逃げ出し近隣に住む根本元吉に雇われ来たれに際し同女に対し、交々「お前はおしゃべりでどうのこうの云うから近所の女がいなくなる。しばられてひっぱたかれるな。泊り客がいるからおろし等と言って叱りつけ、所持金、化粧道具をとりあげ、その後同月七日頃までの間女中を監視につけ又三股位就寝時に外出着、シュミーズをとりあげて逃走を防ぎその間一週間位同女をして已むなく客をとらしめて以て被告人等両名共同して右〇〇伊勢子の精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によりその意思に反して労働を強制したものである。

右事実は

１、被告人両名の検察官に対する供述調書中の各供述記載

１、当公廷における証人〇〇伊勢子、〇〇英子、〇〇邦彦、〇〇末徳こと〇〇哲夫、〇〇元吉の各証言

を綜合してこれを認める。

法律に照らすに被告人両名の判示所為は夫々刑法第六十条、労働基準法第百十七条第五条に該当するから、被告人両名に対しいずれも所定刑中罰金刑を選択し各罰金八千円に処し、罰金を完納することができないときは刑法第十八条に則り金二百円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

なお訴訟費用中証人〇〇伊勢子、〇〇英子、〇〇邦彦、〇〇哲夫、〇〇広吉に支給した分は刑事訴訟法第百八十一条第一項、第百八十二条に則り被告人両名の連帯負担とする。

本件公訴事実中被告人〇〇吉が昭和二十四年四月二十四日頃から約一ケ月の間抱酌婦宗〇さよ子の精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によってその意思に反し労働を強制したとの事実については犯罪の証明が十分でないから刑事訴訟法第三百三十六条に則りこの点につき被告人〇〇吉及び〇〇の両名に対し無罪の言渡しをする。

よって主文の通り判決する。

昭和二十五年五月二十九日

水戸地方裁判所

裁判長裁判官 矢口 毅

裁判官 綿引 末

（註）

右については、二五七、三一検事控訴の結果東京高裁において(五)の判決があった。

(五) 労働基準法違反事件（東京高等裁判所昭和二十五年十二月二十八日第二審判決）

昭和二十五年(う)第二九〇二号

判決

本籍 金沢市岩根町八十四番地
住居 水戸市奈良屋町二百六番地
無職 久〇〇〇
明治三十二年二月三十日生

本籍 金沢市岩根町八十四番地
住居 水戸市奈良屋町二百六番地
特殊喫茶店業 久〇〇の
明治三十五年一月八日生

右の者等に対する労働基準法違反事件につき昭和二十五年五月二十九日水戸地方裁判所が言渡した有罪の判決に対し被告人等から及び被告人久〇〇吉に対し検察官からそれぞれ適法な

控訴の申立があったので当裁判所は次のように判決する。

〇主　文

原判決中被告人久〇〇〇吉に対する部分を破棄する。

被告人久〇〇〇吉を徴役十月に処する。

原審における訴訟費用中証人〇〇邦彦、〇〇哲夫、〇〇元吉、〇〇伊勢子、〇〇央子に支給した分は被告人久〇〇〇吉と相被告人久〇〇〇のとの連帯負担とする。

被告人久〇〇〇吉同久〇〇〇のの本件控訴はいずれもこれを破棄する。

〇理　由

被告人久〇〇〇吉、同久〇〇〇のの弁護人泉芳政の本件控訴の趣意並に検察官の被告人久〇〇〇吉に対する控訴の趣意はそれぞれ別紙控訴趣意書と題する書面の通りであるから当裁判所はこれに対し順次次のように判断する。

被告人両名弁護人泉芳政の控訴趣意について

(一) 原判決挙示の各証拠を綜合すれば被告人久〇〇〇のは別示の通り判示の場所において共栄亭という屋号で特殊喫茶店を営んでいたこと、被告人久〇〇〇吉は右事業の経営を担当し右〇〇〇のの為に婦女との契約、並びに監督等の行為をしていたこと、被告人等は右特殊喫茶店を経営するに当り〇〇伊勢子等の婦女子等を被告人等方に居住させこれに食事を与え、衣類を給与していたこと、同人等は被告人等の居宅内で被告人等から割当てられた部屋で客の相手をしていたこと、被告人等は婦女子等が客より取得した金円をその名目の如何をとわず全部被告人等に手交させていたこと、右金員は被告人等六分、婦女子四分の割で分配取得することとしていたが右婦女等の取得すべき金円は同人等の食費、寝物代その他の前借金の返済に充てられていたことを認めることができる。

論旨は〇〇伊勢子は被告人等方に寄寓し、客が有れば客席に侍つてサービスをなし求めによつては売淫もするが之は同人の自由意思によつて店主から独立してなすものであつて、従つて売淫行為の面では〇〇伊勢子が独立の営業主であつて被告人等はこれに何等関係なく只〇〇はその収益からその席料その他自己の寄寓費を歩合によつて支払つていたにすぎないと主張するが前掲各事実に徴するときは〇〇が被告人等方に単に寄寓していたのみでその席料その他の寄寓費のみを支払うにとどまる所謂独立対等の関係にあつたものとは到底認めることはできない。むしろ被告人等と〇〇との関係は従前のいわゆる店主と酌婦との関係と同様実質的な使用従属の関係が存在していたと認めるのが相当であつてかく認めることは何等条理に反するものではなく又真相と相違するものということはできない。しからば原審が被告人久〇〇〇のを労働基準法第八条第十四号にいわゆる接客業を営む事業主被告人久〇〇〇吉をその事業の経営者であつて〇〇〇のの為に行為をなすもの〇〇伊勢子を右事業に従事する労働者と認めることは相当であつて所論は理由がない。

尚論旨は原判決のように認定すると〇〇伊勢子が被告人等方で働くということは殆ど売淫をすることを指称するものであり伊勢子は〇〇〇のの命により売淫行為に従事し、その対価を客から〇〇〇のが収受し、その分前を伊勢子に賃金として支払うということになり昭和二十二年勅令第九号第二条違反の犯罪を繰返していることとなると主張するけれども原審認定のように久〇〇〇のを特殊喫茶店の営業者〇〇伊勢子を右事業に従事するものと認定しても〇〇伊勢子が被告人等方で働くということは客席に侍つて客の相手をするというに止まり直ちに伊勢子が売淫をすることを意味するものではないから右営業は所論のような犯罪の反覆を内容とするものとは云えない。この点の論旨もまた理由がない。

(二) 次に原判決挙示の各証拠を綜合すれば〇〇伊勢子は逃走の途中〇〇元吉に発見され被告人等方に連れ帰られるや被告人等は判示のように同人を叱責し所持金をとりあげその後数日間同女が髪結や使

所に行くときも女中を附添わせて同人を監視し又夜間、就寝する時には外出着シユミーズ等をもとりあげて逃走を防止し、よつて同人の自由を束縛し同人をして已むなくその後一週間に亘り客席に出て客の相手をさせたことが認められるのであつて右は労働基準法第五条にいわゆる精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて労働者の意思に反し労働を強制したものに外ならない。所論は原審の採用する証拠の内容を不当に曲解し又はその採用しない証拠に基ずき原判決の認定を攻撃するものであつて採用するに足らない。

（三）

更に論旨は違法な使用従属の関係に対しては労働基準法の適用はないものと言うべきであつても し原審認定の如しとすれば被告人等と〇〇伊勢子との関係は売淫させることを内容とする契約関係であるから昭和二十二年勅令第九号第二条に違反するものというべく又被告人等が同人の身体を不当に拘束して売淫させたものとすれば右所為は右勅令第一条により処罰さるべきものであるから労働基準法を適用する余地がないと主張するから、その点につき按ずるに「所論の昭和二十二年一月十五日勅令第九号によりいわゆる公娼制度が廃止された後に於ては売淫行為をさせることを内容とする営業が最早や存在を許されぬものであることは多言を要しないところであつて同勅令の発布後に於て営業を認許せられている待合業特殊喫茶店等は客の飲食遊興の為客席で接待をして客に飲食又は遊興をさせる営業をいうものであり又右の営業に従事するいわゆる接客婦も亦正当な業務として法律上の保護を受くべきものであることは言を俟たない。故にもし右営業主がその接客婦に対する使用従属関係を濫用して売淫行為をなさしめることを内容とする契約をなし又は不当に接客婦を困惑せしめて売淫行為をなさしめたとすればその行為自体が前記勅令により処罰せられることは格別、その故を以て正当な営業として認許された接客業自体が違法行為を目的とする営業として労働基準法の適用外に置かるべきものとする理由はない。原審は被告人久〇〇〇〇のを右労働基準法所定の接客業者、〇〇伊勢子をその従業者と認めたものであつて、同人等の間に売淫行為を目的とする契約関係が存在したものと認めたものでないことは前段説示の通りであるから原審がこれに対し労働基準法を適用処断したことは相当であつて所論のような違法があるということはできない。以上の理由により被告人等の控訴はいずれも理由がないから、刑事訴訟法第三百九十六条によりこれを棄却すべきものである。

被告人久〇〇〇吉に対する検察官の控訴趣意について、

被告人久〇〇〇吉（以下単に被告人と略称する）が相被告人久〇〇〇〇のと共同して〇〇伊勢子の精神又は身体の自由に不当な拘束を加えて労働を強制したことは原審認定の通りである。よつて一件記録に徴しその情状につき考察するに被告人等と〇〇伊勢子等との関係は前叙の如く従前のいわゆる娼妓と店主との関係と同様、実質的な使用従属関係であつたばかりでなく被告人等は年少である右接客婦等をして冬期においても深夜まで客呼びをさせ又泊り客に対し朝七時を過ぎるときは朝席料と称して一定の金円を取り立てさせ、之を取り立て得ないときはこれを右接客婦等の負担として前借金に繰入れ又同人等の稼ぎ高に対する計算を明確にせず同人等がその収支を記帳すれば「金に欲があるからそんなことばかりする」と云つて叱責し、同人等が客から受領した金円は全部被告人等に交付せしめ殊に右伊勢子が逃走を企て、途中連れ帰されるや判示のような言辞を浴せてこれを叱責し、所持金品をとりあげ夜間衣類等をも与えず便所髪結に行く時まで女中をしてこれを看視させる等著しく人身の自由を束縛し同人等をして已むなくその後一週間に亘り接客業の業務に従事せしめたものであることを認めることができる。かくの如きは新憲法下において許し難い人身の自由の拘束であり自由なる契約の仮装の下に封建的な奴隷的支配関係を存続させているものといわねばならぬ。以上の点より鑑みるときは原判決の被告人に対する量刑は軽きに過ぎるものと認められるから検察官の控訴は理由があり原判決はこの点において破棄を免れない。

よつて刑事訴訟法オ三百九十七条により原判決中被告人に対する部分を破棄し同法オ四百条但書によ
り当裁判所において更に判決することとする。
原判決が証拠により確定した事実を法律に照らすと被告人の所為は刑法オ六十条、労働基準法オ百
十七条オ五条に該当するから所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内において被告人を懲役十月に
処し原審における訴訟費用中証人〇〇邦彦、〇〇哲夫、〇〇光吉、〇〇伊勢子及び〇〇英子に支給し
た分は刑事訴訟法オ百八十一条オ一項、オ百八十二条により相被告人〇〇〇〇のと連帯してこれを負
担させることとする。
以上の理由により、主文の通り判決する。

検事　佐々木甚三郎関与

昭和二十五年十一月二十八日

東京高等裁判所オ八刑事部

裁判長　判事　三宅富士郎

判事　荒川省三

判事　堀義次

（註）
当件については東京高裁において右の判決があつたが当判決を不服として控訴した為目下最高裁で
審理中のものである。

㈥　児童福祉法違反事件（広島家庭裁判所　昭和二十六年四月四日判決）

○判　決

本籍　広島県山県郡大朝町

住居　広島県荒神町七一番地

下宿業　沖村ユキエ

当五十三年　大正七年二月二十八日生

○主　文

被告人を罰金八千円に処する。
この罰金が完納することができないときは、金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に
留置する。

○理　由

被告人は、広島市荒神町七十一番地において下宿業を営んでいたものであるが、梅〇〇子（当時満十
六年七ケ月）に客室を供与し、客を誘引して昭和二十五年十月九日より同月十二日迄十数回に亘つて
淫行をさせたものである。この事実は、当審証人尹鳳鎬の供述、検事森勝考に対する梅〇〇子、尹鳳
鎬のオ一、二回及び被告人の各供述記載を綜合してこれを認める。弁護人は、被告人が〇子を淫行のた
めに雇入れたものではなく、単に一室を供与して宿泊させたに過ぎない。〇子が勝手に淫行をしたも
のであるから、被告人は無罪であると主張するけれども、児童福祉法に所謂児童に淫行をさせる行為
とあるのは、広く淫行の便宜を供与する行為を包含するので淫行のために児童を雇入れた場合に限ら
ないと考えるし、前記の証拠によつて被告人は〇子が淫行をするものである情を知つて客室を供与し、

客の誘引など便宜を与えて淫行をさせたものであることを認めるに充分で、示談人の証言は措信し難い。法律に照すに被告人の判示行為は児童福祉法第三十四条、第一項第六号同法第六十条第一項に該当するところ、〇子が既に淫行の経験を有し、進んで淫行の巷に身を投じたものであること、被告人は本件発覚以来下宿業を廃業し筋肉労働に従事しているなどの事情を斟酌し所定刑中罰金刑を選択し、その額の範囲内において罰金八千円に処するを相当とし労役場留置につき刑法第十八条を適用して主文の通り判決する。

(七) 児童福祉法違反事件（福岡家庭裁判所 昭和二十六年五月九日判決）

〇判　決

本籍　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹千九百四十六番地の五

住居　福岡市新柳町二丁目六番地

特殊料理業

藤慶泰次

大正七年九月十七日生

〇主　文

被告人を罰金七千円に処す

右罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間同被告人を労役場に留置する。

〇理　由

一、認定事実

被告人は肩書住居で特殊料理屋を経営しているものであるがその頃雇入中の接客婦松〇〇江（昭和九年一月三日生）が児童であることを知りながら昭和二十六年一月二十日頃、前記営業所で氏名不詳の客と淫行なさしめた外別紙犯罪表記載の通り、同年一月二十一日以降二月三日迄の間前後十二回に亘り右場所に於て同女をして氏名不詳の客十二名と淫行なさしめたものである。

二、証拠

1、被告人の当公廷における供述

2、被告人の検察官に対する供述調書

3、松〇〇江の司法巡査に対する供述調書を綜合してこれを認める。

三、法律の適用

被告人の判示各所為はいずれも児童福祉法第六十条第一項第三十四条第一項に該当するから所定刑中いずれも罰金刑を選択し、これらは刑法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十八条第二項により各罪につき定めた罰金の合算額以下において被告人を罰金七千円に処すべく右罰金を完納することができないときは刑法第十八条に則り金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置するものとする。

仍って主文の通り判決する。

公判出席検察官　中道試次

（裁判官　藤巻三郎）

別紙

犯罪一覧表

番号	売淫年月日	売淫相手方氏名	相手方より受領した代金	備考
1	昭和十六年一月二十五日	氏名不詳	六〇〇円	
2	〃 二月 三日	〃	一、一七〇円	
3	〃 二月二十三日	〃	三〇〇円	
4	〃 二月二十四日	〃	一、〇〇〇円	
5	〃 二月二十四日	〃	六五〇円	
6	〃 二月二十七日	〃	一、〇七〇円	
7	〃 二月二十八日	〃	一、〇〇〇円	
8	〃 二月二十九日	〃	九一〇円	
9	〃 三月三十一日	〃	八〇〇円	
10	〃 二月一日	〃	七五〇円	
11	〃 二月二日	〃	七〇〇円	
12	〃 二月三日	〃	一、三〇〇円	

(八) 児童福祉法違反事件（横浜家庭裁判所横須賀支部決定）

○判決

本籍並に住居　横須賀市大津八百二十四番地

雑役婦　浮塚千代

（明治三十二年一月三十日生）

○主文

被告人を罰金三千円に処する。

右罰金を完納することができないときは一日金二百円の割合で換算した期間被告人を労役場に留置する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

○理由

（事実）

被告人は実子幅〇〇子（昭和九年十一月三日生）と共に生活費に窮したところより昭和二十五年十一月六日頃横須賀市本町一丁目五番地鈴木文三郎方で外国人相手に婦女をして売春する所謂パンパン宿であることの情を知りながら枝松好設の周旋により児童である前記〇子を売春婦として鈴木文三郎方に住込ましめて同人に引渡したものである。

（証拠）

右の事実は

(一) 被告人の当公判廷における供述
(二) 堀○○子の検察官に対する供述調書
(三) 堀○○子の司法検察員に対する第一、二回供述調書
(四) 鈴木文三郎の司法警察員に対する供述調書（謄本）
(五) 松松好哉の司法警察員（謄本）並に検察官に対する供述調書（謄本）
(六) 阿部マツ代の司法警察員に対する供述調書（謄本）
(七) 桑原政雄の司法警察員に対する供述調書（謄本）
(八) 被告人の司法警察員並に検察官に対する供述調書を綜合してこれを認定する。
（適用の法令）
児童福祉法第三十四条第一項第七号第六十条第二項刑法第十八条刑事訴訟法第八十一条第一項（裁判官 石原辰次郎）

(九) 児童福祉法違反事件（津家庭裁判所昭和二十六年八月二十日判決）

○主文

被告人を罰金一万円に処する。
未決勾留日数中二十日を一日金百円の割合にて右本刑に算入する。
右罰金を完納することが出来ないときは金百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。
訴訟費用（国選弁護人岡八に給与した日当及び報酬）は被告人の負担とする。

○理由

被告人は、

一、窃盗被告事件により勾留されている長男幹治保釈保証金を捻出する為等の内縁の妻である者○○シ子（昭和十年二月十日生）が未だ年令十八才に満たない児童であるにも拘らず同女を接客婦として勿かせようと考え同女に因果を含めた上神尾新次郎の二百八十八番地待合業朝日こと伊藤ひめ方に於て因る廣のあることを幸い知りながら○シ子を引渡し、

二、右伊藤方に於て幹治の金円を入手することができなかつたので更に○シ子を他に転売せしめて幹治をかせようと考え中井栄栄と共謀の上同年同月二十七日頃四日市北條町三丁目千六百八十二番地なる藤井あさの方に於て名古屋市港区港陽町特殊カフエー業ゆかたこと内山栄枝に対し同人が○シ子に淫行させる行為をする虞のあることの情を知りながら○シ子を引渡したものである。

判示事実中
一の事実は
(一) 検察官作成の被告人の供述調書及び司法警察員作成の被告人の第二回供述調書
(二) 検察官作成の○○シ子（第一、二回）神尾新次郎伊藤ひめの各供述調書

同三重県安濃郡○○村長内田源吉作成の各○○ノ子の戸籍抄本を綜合して之を認め
二の事実は
(一)検察官作成の被告人の供述調書及び司法警察官作成の被告人の第一回供述調書
(二)検察官作成の各○○ノ子(第一、二回)供述調書
(三)検察事務官作成の藤井あさのの供述調書
(四)司法警察員作成の内山琢枝の供述調書
を綜合して之を認めることができる。
法律に照すと被告人の判示各所為は児童福祉法第三十四条第一項第七号第六十条第二項罰金等臨時措置法第二条刑法第六十条に該当するから所定刑中いずれも罰金刑を選択し以上は刑法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十八条第二項に則り各罪につき定めたる罰金の合算額以下において処断すべきものとし右合算額の範囲内に於て被告人を罰金一万円に処し刑法第二十一条に従い未決勾留日数中二十日を一日金百円の割合にて右本刑に算入し被告人が右罰金を完納することが出来ない場合は刑法第十八条により金百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置すべきものとし訴訟費用(国選弁護人岡八に対し給与した日当及報酬)は刑事訴訟法第百八十一条第一項により全部被告人に負担させるものとする。
よつて主文の通り判決する。
(裁判官　笠井寅雄)

一九五二年十月七日印刷
一九五二年十月八日発行
編集兼発行人　東京都千代田区大手町一の七　労働省婦人少年局
印刷人　中村国平
印刷所　竹生社
(23)三六七